

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案					現 行				
別表					別表				
1 〔略〕					1 〔略〕				
2 保健衛生・環境関係					2 保健衛生・環境関係				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
1 ～ 62	〔略〕				1 ～ 62	〔略〕			
63	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請手数料	1件につき 4,100円	3 許可申請のとき。					
64	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第2項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可更新申請手数料	1件につき 2,400円	1 更新申請のとき。					
65	〔略〕				63	〔略〕			
66	〔略〕				64	〔略〕			
67	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条第1項及び第2項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可証の書換え交付	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証書換え交付手数料	1件につき 400円	2 書換え交付申請のとき。					

68	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条第1項及び第2項の規定に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可証の再交付	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証再交付手数料	1件につき 3,400円	再交付申請のとき。
69 ~ 83	〔略〕			
84	〔略〕			
85	〔略〕			
86	〔略〕			

3 建築・都市計画・土木関係

番号	事務	名称	額	徴収時期
	〔略〕	〔略〕	1 1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、2の項又は3の項に掲げる額の手数料を加えた額）。ただし、申請又は通知に係る計画に、 <u>建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定</u> により特定建	〔略〕

〔新設〕				
65 ~ 79	〔略〕			
79の2	〔略〕			
80	〔略〕			
81	〔略〕			

3 建築・都市計画・土木関係

番号	事務	名称	額	徴収時期
	〔略〕	〔略〕	1 1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、2の項又は3の項に掲げる額の手数料を加えた額）。ただし、申請又は通知に係る計画が <u>建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めなければならぬもの</u> は、1建築物	〔略〕

建築基準適合判定資格者である建築主事が行う、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）に係る部分が含まれている場合においては、特定建築基準適合審査を行う部分ごとに2に掲げる額を加えた額とする。

(1)~(9)

〔略〕

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を増築する場合（同一敷地内に

につき、その額に2に掲げる額を加えた額とする。

(1)~(9)

〔略〕

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を増築する場合（移転する場合

において移
転する場合を除く。）

当該計画
の変更に
係る部分
の床面積
に2分の
1を乗じ
て得た面
積（床面
積の増加
する部分
にあって
は、当該
増加する
部分の床
面積）

ウ 建築物
を同一敷
地内にお
いて移転
し、その
大規模の
修繕若し
くは大規
模の様替
をし、又
はその用
途を変更
する場合
（工に掲
げる場合
を除く。）

当該移転
修繕、模
様替又は
用途の変
更に係る
部分の床
面積に2
分の1を
乗じて得
た面積

エ 確認を
受けた建
築物の計
画の変更
をして建
築物を同
一敷地内

を除く。
当該計画
の変更に
係る部分
の床面積
に2分の
1を乗じ
て得た面
積（床面
積の増加
する部分
にあって
は、当該
増加する
部分の床
面積）

ウ 建築物
を移転し
その大規
模の修繕
若しくは
大規模の
様替をし
、又はそ
の用途を
変更する
場合（工
に掲げる
場合を除
く。）当
該移転修
繕、模様
替又は用
途の変更
に係る部
分の床面
積に2分
の1を乗
じて得た
面積

エ 確認を
受けた建
築物の計
画の変更
をして建
築物を移
転し、そ

			<p>において 移転し、 その大規模の修繕 若しくは 大規模の 模様替をし、又は その用途 を変更する 場合 当該計画 の変更に 係る部分 の床面積 に2分の 1を乗じ て得た面 積</p> <p>2 <u>特定建築基準適合審査を行う部分の床面積に応じ、次に掲げる額</u></p> <p>(1) <u>1,000平方メートル以内のもの</u> <u>156,000円</u></p> <p>(2) <u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u> <u>209,000円</u></p> <p>(3) <u>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> <u>240,000円</u></p> <p>(4) <u>10,000平方メートルを超え、50,</u></p>			<p>1</p>	<p>の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</p> <p>2 <u>当該建築物の床面積の合計及び構造計算方法に応じ次に掲げる各号のア又はイの額</u></p> <p>(1) <u>1,000平方メートル以内のもの</u> <u>ア 構造計算適合性判定が、建築基準法第20条第2号イに規定するプログラム又は同条第3号イに規定するプログラム（以下「大臣認定プログラム」という。）により行われたもの</u> <u>111,000円</u></p>
--	--	--	---	--	--	----------	---

000平方
メートル以
内のもの
319,0
00円
(5) 50,0
00平方メ
ートルを超
えるもの
587,0
00円

イ 構造計
算適合性
判定が、
大臣認定
プログラ
ム以外の
方法によ
り行われ
たもの
159,
000円
(2) 1,00
0平方メ
ートルを超
え、2,000
平方メ
ートル以内の
もの
ア 構造計
算適合性
判定が、
大臣認定
プログラ
ムにより
行われた
もの 1
37,0
00円
イ 構造計
算適合性
判定が、
大臣認定
プログラ
ム以外の
方法によ
り行われ
たもの
212,
000円
(3) 2,00
0平方メ
ートルを超
え、10,00
0平方メ
ートル以内の
もの
ア 構造計
算適合性
判定が、
大臣認定
プログラ
ムにより
行われた

もの 1
50,0
00円

イ 構造計
算適合性
判定が、
大臣認定
プログラ
ム以外の
方法によ
り行われ
たもの

243,
000円

(4) 10,0
00平方メ
ートルを超
え、50,
000平方
メートル以
内のもの

ア 構造計
算適合性
判定が、
大臣認定
プログラ
ムにより
行われた
もの

1
90,0
00円

イ 構造計
算適合性
判定が、
大臣認定
プログラ
ム以外の
方法によ
り行われ
たもの

322,
000円

(5) 50,0
00平方メ
ートルを超
えるもの

ア 構造計
算適合性
判定が、
大臣認定
プログラ
ムにより
行われた

									もの 3 22,0 00円 イ 構造計 算適合性 判定が、 大臣認定 プログラ ム以外の 方法によ り行われ たもの 590, 000円		
	2 ~ 5	〔略〕							2 ~ 5	〔略〕	
6	建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了検査（9の項に掲げる場合を除く。）の申請又は通知に対する審査	〔略〕	1件につき、当該建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る床面積、当該建築物を同一敷地内において移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、7の項又は10の項に掲げる額の手数料を加えた額） (1)~(9) 〔略〕	〔略〕					建築基準法第7条第4項又は第18条第15項の規定に基づく建築物に関する完了検査（9の項に掲げる場合を除く。）の申請又は通知に対する審査	〔略〕	1件につき、当該建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る床面積、当該建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、7の項又は10の項に掲げる額の手数料を加えた額） (1)~(9) 〔略〕

7	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する完了検査(10の項に掲げる場合を除く。)の申請又は通知に対する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕	7	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第4項又は第18条第15項の規定に基づく建築設備に関する完了検査(10の項に掲げる場合を除く。)の申請又は通知に対する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕
8	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は通知に対する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕	8	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項又は第18条第15項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は通知に対する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕
9	建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了検査(同法第7条の3第1項の特定工程に係るものに限る。10の項において同じ。)の申請又は通知に対する審査	〔略〕	1件につき、当該建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る床面積、当該建築物を同一敷地内において移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請又は通知に建築基準法第87条の2に規定する昇	〔略〕	9	建築基準法第7条第4項又は第18条第15項の規定に基づく建築物に関する完了検査(同法第7条の3第1項の特定工程に係るものに限る。10の項において同じ。)の申請又は通知に対する審査	〔略〕	1件につき、当該建築物を建築する場合には当該建築に係る床面積、当該建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあっては当該移転修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請又は通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合には、当該昇降機1基について	〔略〕

			降機に係る部分 が含まれる場合 においては、当 該昇降機1基に ついて、7の項 又は10の項に 掲げる額の手数 料を加えた額) (1)~(9) 〔略〕			7の項又は10 の項に掲げる額 の手数料を加え た額) (1)~(9) 〔略〕			
10	建築基準法第 87条の2に おいて準用す る同法第7条 第4項又は第 18条第17 項の規定に基 づく昇降機に 関する完了検 査の申請又は 通知に対する 審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕	10	建築基準法第 87条の2に おいて準用す る同法第7条 第4項又は第 18条第15 項の規定に基 づく昇降機に 関する完了検 査の申請又は 通知に対する 審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕
11	建築基準法第 7条の3第4 項の規定に基 づく建築物に 関する中間検 査の申請又は 同法第18条 第20項の規 定に基づく特 定工程工事終 了の通知に対 する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕	11	建築基準法第 7条の3第4 項の規定に基 づく建築物に 関する中間検 査の申請又は 同法第18条 第18項の規 定に基づく特 定工程工事終 了の通知に対 する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕
12	建築基準法第 87条の2に おいて準用す る同法第7条 の3第4項の 規定に基づく 建築設備に関 する中間検査 の申請又は同 法第18条第 20項の規定 に基づく建築 設備に関する 特定工程工事 終了の通知に 対する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕	12	建築基準法第 87条の2に おいて準用す る同法第7条 の3第4項の 規定に基づく 建築設備に関 する中間検査 の申請又は同 法第18条第 18項の規定 に基づく建築 設備に関する 特定工程工事 終了の通知に 対する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	建築基準法第 88条第1項 において準用	〔略〕	〔略〕	〔略〕		建築基準法第 88条第1項 において準用	〔略〕	〔略〕	〔略〕

13	する同法第7条の3第4項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査								
14	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	〔略〕	認定申請のとき。	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第18条第22項第1号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	〔略〕	承認申請のとき。	
15 ~ 31	〔略〕								
31の2	建築基準法第60条の3第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 1 60,000円	許可申請のとき。	〔新設〕				
32	建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕	建築基準法第67条の2第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕	

32の2	建築基準法第67条の3第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査			
32の3	建築基準法第67条の3第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕
33 ～ 46の3	〔略〕			
46の4	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	1件につき 2 8,000円	認定申請のとき。
47 ～ 59	〔略〕			
	〔略〕	〔略〕	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、当該額に1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 〔略〕 (2) 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関	〔略〕

32の2	建築基準法第67条の2第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査			
32の3	建築基準法第67条の2第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕
33 ～ 46の3	〔略〕			
	〔新設〕			
47 ～ 59	〔略〕			
	〔略〕	〔略〕	(同左)	〔略〕
			(1) 〔略〕 (2) 申請に係る計画が、区長が指定する者によ	

	60		<p>する法律 (平成11 年法律第8 1号)第6 条第1項の 設計住宅性 能評価書 (同法第5 条第1項の 住宅性能評 価に係る部 分について 長期優良住 宅の普及の 促進に關す る法律第6 条第1項第 1号に掲げ る基準に適 合し、かつ 当該住宅性 能評価のう ち構造の安 定に關する ことについ て建築基準 法施行令第 81条第2 項第1号ロ の限界耐力 計算以外の 方法により 評価された ものに限る。 以下「設計 住宅性能評 価書」とい う。)が提 出されたも の 16,000円 (3) (1)及び(2) 以外のもの 47,000円</p>		60		<p>る技術的審 査を受けて いないもの 47,000円</p>	
	〔略〕	〔略〕	1件につき、次の(1)、(2)又は(3)に掲げる区分及び当該住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(当該申	〔略〕	〔略〕	〔略〕	1件につき、次の(1)又は(2)に掲げる区分及び当該住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(当該申請に	〔略〕

請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額)を当該建築物における認定申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(1) 〔略〕

(2) 申請に併せて設計住宅性能評価書が提出されたもの

ア 100平方メートル以内のもの
16,000円

イ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
57,000円

ウ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
92,000円

エ 1,000平方メートルを超え、

併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額)を当該建築物における認定申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(1) 〔略〕

(2) 申請に係る計画が、

区長が指定する者による技術的審査を受けていないもの

ア 100平方メートル以内のもの
47,000円

イ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
109,000円

ウ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
175,000円

エ 1,000平方

61

2,50
0平方メ
ートル以
内のもの
172
000円
オ 2,5
00平方
メートル
を超え、
5,00
0平方メ
ートル以
内のもの
295
000円
カ 5,0
00平方
メートル
を超え、
10,0
00平方
メートル
以内のも
の45
5,00
0円
(3) (1)及び(2)
以外のもの
ア 100
平方メー
トル以内
のもの
47,0
00円
イ 100
平方メー
トルを超
え、50
0平方メ
ートル以
内のもの
109
000円
ウ 500
平方メー
トルを超
え、1,
000平
方メー
トル以内
のもの
1
75,0

61

メートル
を超え、
2,50
0平方メ
ートル以
内のもの
345
000円
オ 2,5
00平方
メートル
を超え、
5,00
0平方メ
ートル以
内のもの
617
000円
カ 5,0
00平方
メートル
を超え、
10,0
00平方
メートル
以内のも
の1,
062,
000円

			<u>00円</u> <u>工 1,0</u> <u>00平方</u> <u>メートル</u> <u>を超え、</u> <u>2,50</u> <u>0平方メ</u> <u>ートル以</u> <u>内のもの</u> <u>345</u> <u>000円</u> <u>オ 2,5</u> <u>00平方</u> <u>メートル</u> <u>を超え、</u> <u>5,00</u> <u>0平方メ</u> <u>ートル以</u> <u>内のもの</u> <u>617</u> <u>000円</u> <u>カ 5,0</u> <u>00平方</u> <u>メートル</u> <u>を超え、</u> <u>10,0</u> <u>00平方</u> <u>メートル</u> <u>以内のも</u> <u>の 1,</u> <u>062,</u> <u>000円</u>					
62	〔略〕	〔略〕	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、当該額に1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 申請に併せて設計住宅性能評価</p>	62	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕
							<p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 申請に係る計画が、<u>区長が指定</u></p>	

			<u>書が提出されたもの</u> <u>16,000円</u> <u>(3) (1)及び(2)以外のもの</u> <u>47,000円</u>			<u>する者による技術的審査を受けていないもの</u> <u>47,000円</u>		
63	〔略〕	〔略〕	1件につき、61の項額の欄(1)(2)又は(3)に掲げる区分及び当該住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に応じ、61の項額の欄(1)アからカまで、(2)アからカまで又は(3)アからカまでに掲げる額(当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額)を当該建築物における変更認定申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)	〔略〕	63	〔略〕	1件につき、61の項額の欄(1)又は(2)に掲げる区分及び当該住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に応じ、61の項額の欄(1)アからカまで又は(2)アからカまでに掲げる額(当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額)を当該建築物における変更認定申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)	〔略〕
64 ~ 69	〔略〕				64 ~ 69	〔略〕		
	マンションの建替え等の円	要除却認定マンシ	1件につき 1 60,000円	許可申請のと				

69の2	滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	ヨンの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	き。	〔新設〕

付 則

この条例中別表 2 保健衛生・環境関係の部の改正規定並びに同表 3 建築・都市計画・土木関係の部に31の2の項を加える改正規定、同部60の項から63の項までの改正規定及び同部に69の2の項を加える改正規定は平成27年4月1日から施行し、その他の改正規定は同年6月1日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正(抄)

改正後	改正前
<p>(高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可)</p> <p>第39条 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器(以下「高度管理医療機器等」という。)の販売業又は貸与業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、高度管理医療機器等を販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は高度管理医療機器プログラム(高度管理医療機器のうちプログラムであるものをいう。以下この項において同じ。)を電気通信回線を通じて提供してはならない。ただし、高度管理医療機器等の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入をした高度管理医療機器等を高度管理医療機器等の製造販売業者、製造業者、販売業者又は貸与業者に、高度管理医療機器等の製造業者がその製造した高度管理医療機器等を高度管理医療機器等の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第39条 〔同左〕</p>

<p>与若しくは貸与の目的で陳列し、又は高度管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供するときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事（その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第39条の3第1項において同じ。）が与える。</p> <p>3・4 〔略〕</p>	<p>2 前項の許可は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事が与える。</p> <p>3・4 〔略〕</p>
---	---

【施行日】平成27年4月1日

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正（抄）

改正後	改正前
<p>（医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の交付）</p> <p>第44条 都道府県知事（店舗販売業にあつては<u>その店舗の所在地が、高度管理医療機器等（法第39条第1項に規定する高度管理医療機器等をいう。以下同じ。）</u>の販売業又は貸与業にあつては<u>その営業所の所在地が、それぞれ保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条から第48条までにおいて同じ。）</u>は、医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、許可を申請した者に許可証を交付しなければならない。医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可を更新したときも、同様とする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第44条 都道府県知事（店舗販売業にあつては、<u>その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条から第48条までにおいて同じ。）</u>は、医薬品の販売業、高度管理医療機器等（<u>法第39条第1項に規定する高度管理医療機器等をいう。以下同じ。</u>）の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、許可を申請した者に許可証を交付しなければならない。医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可を更新したときも、同様とする。</p>

【施行日】平成27年4月1日

建築基準法の一部改正（抄） 平成26年6月4日公布

改正後	改正前
<p><u>（構造計算適合性判定）</u> <u>第6条の3 建築主は、第6条第1項の場合において、申請に係る建築物の計画が第20条第1項第2号若しくは第3号に定める基準（同項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下「特定構造計算基準」という。）又は第3条第2項（第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により第20条の規定の適用を受けない建築物について第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定増改築構造計算基準」という。）に適合するかどうかの確認審査（第6条第4項に規定する審査又は前条第1項の規定による確認のための審査をいう。以下この項において同じ。）を要するものであるときは、構造計算適合性判定（当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準（第20条第1項第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）又は特定増改築構造計算基準（確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）に適合するかどうかを、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通</u></p>	<p>〔新設〕</p>

省令で定める要件を備える者である建築主事が第6条第4項に規定する審査をする場合又は前条第1項の規定による指定を受けた者が当該国土交通省令で定める要件を備える者である第77条の24第1項の確認検査員に前条第1項の規定による確認のための審査をさせる場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の申請書を受理した場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて当該都道府県に置かれた建築主事が第6条第1項の規定による確認をするときは、当該建築主事を当該申請に係る構造計算適合性判定に関する事務に従事させてはならない。

3 都道府県知事は、特別な構造方法の建築物の計画について第1項の構造計算適合性判定を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に関して専門的な識見を有する者の意見を聴くものとする。

4 都道府県知事は、第1項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から14日以内に、当該申請に係る構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の場合（申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準（第20条第1項第2号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、前項の期間内に当該申請者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

6 都道府県知事は、第4項の場合において、

申請書の記載によつては当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第4項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。

7 建築主は、第4項の規定により同項の通知書の交付を受けた場合において、当該通知書が適合判定通知書（当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）

であるときは、第6条第1項又は前条第1項の規定による確認をする建築主事又は同項の規定による指定を受けた者に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る第6条第7項又は前条第4項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

8 建築主は、前項の場合において、建築物の計画が第6条第1項の規定による建築主事の確認に係るものであるときは、同条第4項の期間（同条第6項の規定により同条第4項の期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）の末日の3日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。

9 第1項の規定による構造計算適合性判定の申請書及び第4項から第6項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。

（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例）

第18条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については、第6条から第7条の6まで、第9条から第10条まで及び第90条の2の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第25項までの規定に定めるところによる。

2 〔略〕

〔同左〕

第18条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については、第6条から第7条の6まで、第9条から第10条まで及び第90条の2の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第23項までの規定に定めるところによる。

2 〔略〕

3 建築主事は、前項の通知を受けた場合においては、第6条第4項に定める期間内に、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定（第6条の4第1項第1号若しくは第2号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第3号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される第6条第1項に規定する建築基準関係規定。以下この項及び第14項において同じ。）に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付しなければならない。

4 国の機関の長等は、第2項の場合において、同項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの前項に規定する審査を要するものであるときは、当該建築物の計画を都道府県知事に通知し、構造計算適合性判定を求めなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準（第20条第1項第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分のうち前項に規定する審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）又は特定増改築構造計算基準（同項に規定する審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）に適合するかどうかを第6条の3第1項ただし書の国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が前項に規定する審査をする場合は、この限りでない。

5 都道府県知事は、前項の通知を受けた場

3 建築主事は、前項の通知を受けた場合においては、第6条第4項に定める期間内に、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定（第6条の3第1項第1号若しくは第2号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第3号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される第6条第1項に規定する建築基準関係規定。以下この項及び第12項において同じ。）に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付しなければならない。

4 建築主事は、前項の場合において、第2項の通知に係る建築物の計画が第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかを審査するときは、都道府県知事の構造計算適合性判定を求めなければならない。

〔新設〕

5 都道府県知事は、当該都道府県に置かれ

合において、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて当該都道府県に置かれた建築主事が第3項に規定する審査をするときは、当該建築主事を当該通知に係る構造計算適合性判定に関する事務に従事させてはならない。

6 〔略〕

7 都道府県知事は、第4項の通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から14日以内に、当該通知に係る構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の場合（第4項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準（第20条第1項第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、前項の期間内に当該通知をした国の機関の長等に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

9 都道府県知事は、第7項の場合において、第4項の通知の記載によつては当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第7項の期間（前項の規定により第7項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後

た建築主事から前項の構造計算適合性判定を求められた場合においては、当該建築主事を当該構造計算適合性判定に関する事務に従事させてはならない。

6 〔略〕

7 都道府県知事は、第4項の構造計算適合性判定を求められた場合においては、当該構造計算適合性判定を求められた日から14日以内にその結果を記載した通知書を建築主事に交付しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の場合（第20条第2号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、同項の期間内に建築主事に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に建築主事に交付しなければならない。

9 第4項の構造計算適合性判定に要する費用は、当該構造計算適合性判定を求めた建築主事が置かれた都道府県又は市町村の負担とする。

〔新設〕

の期間)内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

1 0 国の機関の長等は、第7項の規定により同項の通知書の交付を受けた場合において、当該通知書が適合判定通知書であるときは、第3項の規定による審査をする建築主事に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る第14項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

1 1 国の機関の長等は、前項の場合において、第3項の期間(第13項の規定により第3項の期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)の末日の3日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。

1 2 建築主事は、第3項の場合において、第2項の通知に係る建築物の計画が第四項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、当該通知をした国の機関の長等から第10項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第3項の確認済証を交付することができる。

1 3 建築主事は、第3項の場合(第2項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準(第20条第1項第2号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。)において、第3項の期間内に当該通知をした国の機関の長等に同項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国の機関の長等

1 0 建築主事は、第4項の構造計算適合性判定により適合判定がされた場合に限り、第3項の確認済証を交付することができる。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

1 1 建築主事は、第3項の場合(第2項の通知に係る建築物の計画が第20条第2号に定める基準(同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。)において、第3項の期間内に当該通知をした国の機関の長等に同項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国の機関の長等に交

に交付しなければならない。

1 4 建築主事は、第 3 項の場合において、第 2 項の通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第 3 項の期間（前項の規定により第 3 項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

1 5 第 2 項の通知に係る建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、第 3 項の確認済証の交付を受けた後でなければすることができない。

1 6 国の機関の長等は、当該工事を完了した場合においては、その旨を、工事が完了した日から 4 日以内に到達するように、建築主事に通知しなければならない。

1 7 建築主事が前項の規定による通知を受けた場合においては、建築主事等は、その通知を受けた日から 7 日以内に、その通知に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定（第 7 条の 5 に規定する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事について通知を受けた場合にあつては、第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定。以下この条において同じ。）に適合しているかどうかを検査しなければならない。

1 8 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、国の機関の長等に対して検査済証を交付しなければならない。

1 9 国の機関の長等は、当該工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、その旨を、その日から 4 日以内に到達するように、建築主事に通知しなければならない。

2 0 建築主事が前項の規定による通知を受けた場合においては、建築主事等は、その

付しなければならない。

1 2 〔同左〕

1 3 〔同左〕

1 4 〔同左〕

1 5 建築主事が前項の規定による通知を受けた場合においては、建築主事等は、その通知を受けた日から 7 日以内に、その通知に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定（第 7 条の 5 に規定する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事について通知を受けた場合にあつては、第 6 条の 3 第 1 項の規定により読み替えて適用される第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定。以下この条において同じ。）に適合しているかどうかを検査しなければならない。

1 6 〔同左〕

1 7 〔同左〕

1 8 〔同左〕

通知を受けた日から4日以内に、当該通知に係る工事中の建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。

2.1 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、国の機関の長等に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。

2.2 特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

2.3 建築主事等は、第2.0項の規定による検査において建築基準関係規定に適合することを認められた工事中の建築物等について、第1.7項又は第2.0項の規定による検査をするときは、同項の規定による検査において建築基準関係規定に適合することを認められた建築物の部分及びその敷地については、これらの規定による検査をすることを要しない。

2.4 第6条第1項第1号から第3号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、第1.8項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

(1) 特定行政庁が、安全上、防火上又は避難上支障がないと認めるとき。

1.9 〔同左〕

2.0 〔同左〕

2.1 建築主事等は、第1.8項の規定による検査において建築基準関係規定に適合することを認められた工事中の建築物等について、第1.5項又は第1.8項の規定による検査をするときは、同項の規定による検査において建築基準関係規定に適合することを認められた建築物の部分及びその敷地については、これらの規定による検査をすることを要しない。

2.2 第6条第1項第1号から第3号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むものをする場合においては、第1.6項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

(1) 特定行政庁（第1.4項の規定による通知があつた後においては、建築主事）が、安全上、防火上又は避難上支障がないと

(2) 建築主事が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めるとき。

(3) 第16項の規定による通知をした日から7日を経過したとき。

2.5 特定行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物又は建築物の敷地が第9条第1項、第10条第1項若しくは第3項又は第90条の2第1項の規定に該当すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物又は建築物の敷地を管理する国の機関の長等に通知し、これらの規定に掲げる必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

(第38条の準用)

第67条の2 第38条の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対するこの節の規定及びこれに基づく命令の規定の適用について準用する。

(特定防災街区整備地区)

第67条の3 特定防災街区整備地区内にある建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、第61条各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

2・3 〔略〕

4 第53条の2第3項の規定は、前項の都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められ、又は変更された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第67条の3第3項」と読み替えるものとする。

5・6 〔略〕

7 前項の場合においては、同項に規定する建築物の高さの最低限度より低い高さの建築物の部分（同項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）は、空隙のない壁が設けられる等防火上有効な構造としなければならない。

8～10 〔略〕

認めて仮使用の承認をしたとき。

〔新設〕

(2) 第14項の規定による通知をした日から7日を経過したとき。

2.3 〔同左〕

〔新設〕

〔同左〕

第67条の2 〔同左〕

2・3 〔略〕

4 第53条の2第3項の規定は、前項の都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められ、又は変更された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第67条の2第3項」と読み替えるものとする。

5・6 〔略〕

7 前項の場合においては、同項に規定する建築物の高さの最低限度より低い高さの建築物の部分（同項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）は、空隙のない壁が設けられる等防火上有効な構造としなければならない。

8～10 〔略〕

【施行日】平成27年6月1日

建築基準法の一部改正（抄） 平成26年5月21日公布

改正後	改正前
<p><u>（特定用途誘導地区）</u> <u>第60条の3 特定用途誘導地区内においては、建築物の高さは、特定用途誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したのものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 特定用途誘導地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第48条第1項から第12項までの規定による制限を緩和することができる。</u></p> <p><u>3 第44条第2項の規定は、第1項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。</u></p>	〔新設〕

【施行日】平成26年8月1日

建築基準法施行令の一部改正（抄）

改正後	改正前
<p><u>（移転）</u> <u>第137条の16 法第86条の7第4項の政令で定める範囲は、次の各号のいずれかに該当することとする。</u></p> <p><u>(1) 移転が同一敷地内におけるものであること。</u></p> <p><u>(2) 移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるものであること。</u></p>	〔新設〕

【施行日】平成27年6月1日

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正（抄）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u></p> <p style="text-align: center;">（容積率の特例）</p> <p><u>第105条 その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、建築基準法第52条第1項から第9項まで又は第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとすることができる。</u></p> <p><u>2 建築基準法第44条第2項、第92条の2、第93条第1項及び第2項並びに第94条から第96条までの規定は、前項の規定による許可について準用する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律</u></p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p>

【施行日】平成26年12月24日